都道府県知事殿

厚生労働省雇用均等,児童家庭局長

「児童手当の支給に関する処分等についての不服申立てについて」の一部改正について

標記について、「児童手当の支給に関する処分等についての不服申立てについて」(昭和47年2月19日児手発第75号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」といいます。)により行われているところですが、今般、局長通知の一部を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

- 1. 局長通知の題名中「児童手当」を「児童手当等」に改める。
- 2. 局長通知の本文中「児童手当」を「児童手当及び児童手当法附則第2条第1項の給付」に改める
- 3. 局長通知の別表を別添のとおり改める。

## (別表)

## 1 被用者または被用者等でない者に対する処分

処	5	<del>)</del>	庁	不	服	申	立	て	庁	不	服	申	立	て	の	種	類
市	町	村	長	都	道	府	県	知	事	審		查	査 請		請		求

## 2 公務員に対する処分

Z 公伤貝	に対りる処分					
	委任を	しな	い場合	委 任	をした	場合
区 分	処分庁	不服申立て	不服申立て	 処分庁	不服申立て	不服申立て
		庁	の種類	处力门	庁	の種類
(1)国家公務	各省各庁の	各省各庁の	異議申立て	各省各庁の		
員	長	長		委任を受け		
				た者		
				(ア)外局また	外局または	異議申立て
				はこれに	これに置か	
				置かれる	れる庁の長	
				庁の長		
				(イ)(ア)以外	各省各庁の	審査請求
				の者	長	
(a) Id I to 34	107 \\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		I			
(2)地方公務		厚生労働大	審査請求	都道府県知	都道府県知	審査請求
員	事	臣		事の委任を	事 (注 1)	
				受けた者		
	市町村長	都道府県知	審査請求	市町村長の		審査請求
		事		委任を受け	2)	
				た者		
	地方公共団			地方公共団	地方公共団	審査請求
	体の組合の			体の組合の	体の組合の	
	管理者			管理者の委	管理者(注3)	
	(ア)都道府県	厚生労働大	審査請求	任を受けた		
	の加入する	臣		者		
	もの					
	(イ)都道府県	都道府県知	審査請求			
	の加入しな	事				
	いもの					
		L	L	L	i	

## [備考]

- ① (注1)から(注3)については、不服申立て庁が処分庁の上級行政庁(行政不服審査法に定める上級行政庁)である場合に限り適用されるものである。その他の場合は地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定による。
- ② 「(2)地方公務員」の「委任をした場合」において(注 1)から(注 3)までの不服申立て庁がした裁決に不服があるときは、「委任をしない場合」の不服申立て庁に対して再審査請求をすることができるものであること。